

青梅市告示第104号

国民健康保険税の納税通知書等を別紙記載の者に送達すべきところ、送達を受けるべき者の居所または住所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）第25条において準用する青梅市市税条例（平成10年条例第34号）第18条の規定にもとづき公示送達する。

なお、送達すべき書類は、青梅市市民部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月15日

青梅市長 大勢待 利 明

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
書類名	氏名
国民健康保険税決定（更正）通知書	VO NHU QUYNH
国民健康保険税決定（更正）通知書	上野 智也
国民健康保険税決定（更正）通知書	山守 匠
国民健康保険税決定（更正）通知書	渡辺 純
国民健康保険税決定（更正）通知書	堀山 夏歩

以上